

平成30年第12回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年12月20日 開会

平成30年12月20日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成30年第12回教育委員会定例会

平成30年12月20日（木）

午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
  - 報告第46号 平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成30年12月分）について
  - 報告第47号 平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について
  - 報告第48号 新十津川町学校給食センター調理等業務委託について
  - 報告第49号 新十津川町立学校における働き方改革推進計画（案）について
- 5 その他
- 6 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史  
新 田 右 子  
荒 山 直 人  
近 藤 陽 介  
松 倉 寿 人

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	中 畑	晃
主幹	富 田	豊
学校教育グループ長	西 村	幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、平成30年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名につきましては、松倉、新田両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎中畑事務局長

それでは、行事報告一覧をご覧いただきたいと思っております。平成30年11月28日から本日12月20日までの行事をまとめておりますのでご覧ください。なお、説明については主な行事のみとさせていただきます。1つ目として、12月3日から12月7日まで、学校給食試食会を実施しております。期間中、4日間試食会を開催いたしまして、教育長含め18人の方が参加されております。皆さんから美味しかったとの好評をいただいているところでございます。2点目として、12月8日でございます。そっち岳スキー場安全祈願祭を行っております。新十津川スキー連盟主催のそっち岳スキー場安全祈願祭をスキー場ロッジで行いまして、関係者が集まった中、安全利用を願うとともに、新しい圧雪車のお披露目がございました。また、12月10日には従事者を対象に救急の救命講習会を開催いたしております。雪が少ないためにオープンを延期していたところでございますけれども、21日金曜日のナイターから営業を開始するというので準備を進めておりますのでご報告申し上げます。なお、今シーズンの営業につきましては、明年3月21日までということでございます。3点目でございますが、12月11日に新十津川町仲間づくり子ども会議を開催しております。新十津川町仲間づくり子ども会議では、小学生5人、中学生9人、高校生4人の18人で開催をしております。児童会、生徒会の代表で集まってもらっております。参加者は2班に分かれまして、いじめのない明るい学校を目指すためのスローガン作りを行いました。会議では高校生がリーダーシップを發揮しながら活発な話し合いを行い、その成果を発表し合いました。ここで作ったスローガンは、今後いろいろな場面で活用していくこととしております。同じく11日ですが、全国大会の出場報告がございました。小学校4年生の賀川柚音さんが指導者とともに来町しまして、第37回北海道小学生バドミントン大会の4年生以下女子ダブルス、ダブルスの相手は滝川市の小学3年生でございますが、その子と出場しまして第2位となりまして全国大会に出

場するとの報告がございました。続いて教育長からは激励とTシャツのプレゼントを行っております。全国大会は12月24日から28日まで東京都八王子市で開催されています。5つ目ですが、12月12日、日本ハムファイターズトレーナーによる学校授業ということで、ファイターズのパートナー協定が縁で1軍トレーナーの福島芳宏さんとコミュニティグループ長の荒井昭吾さんによる体育授業を行っております。小学校では4年生から6年生までを対象にしまして、また中学校では1年生を対象にトレーナーの仕事の内容やストレッチ、プロの練習方法などの講義と実技を学んだところでございます。同日の夕刻には一般を対象にしたストレッチ講座が改善センターで開催されまして、28人がトレーナーの仕事などを学んだあと、自宅でできるストレッチの実践講義を受けております。講師からは高齢者向けを意識した椅子などを使ったストレッチを紹介していただきまして、参加者の皆さんはそれぞれ自分にあったレベルで満足そうに実技を行ってまいりました。次に12月19日、通学合宿の振り返り会を開催しております。11月13日から4泊5日で開催した通学合宿の振り返り会をゆめりあで行いました。今回の振り返り会には通学合宿に参加した32人のうち28人、それから保護者25人の合計53人が参加をいたしまして、子どもたちは当時作ったメニューを再現して保護者と一緒に食べたあと、合宿当時の写真をプロジェクターで鑑賞しまして、その後、合宿後の成果と今後の約束事を話し合い、生活習慣について改めて保護者と確認し合いました。次に資料にはございませんけれども、小学校4年生を対象に、12月5日、12日、13日に行われました一般社団法人風の美術館による授業について報告をさせていただきます。芸術のプロから学ぶ機会として、今回は木材で新十津川の生き物を作るをテーマに垂木など4種類の木材とベニヤ板を使いまして、10チームに分かれてチームごとに作る生き物を決めてからノコギリや金づちを使って制作に取りかかりました。子どもたちは講師の藤島保志さん、それから杉山武司さんから優しく手ほどきを受け、ウサギやキツネ、クワガタなどを、大きさにしてポータブルストーブ程度の大きさなんですけど、それを作成しまして、自由に力強い作品を作ることができております。なお、その10点の作品については、1月29日から2月17日まで改善センターギャラリーで展示する予定で今準備を進めているところでございます。以上、行事報告とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第46号平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成30年12月分）について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。表をご覧ください。先月に引き続きまして、小学校、中学校ともに異動がなく、小学校312人、中学校166人、合わせて478人の在籍となっております。なお、特別支援についても両方とも異動はございませんでした。以上、報告第46号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第46号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第46号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第46号平成30年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成30年12月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第47号平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の5ページをお開き願います。1申請世帯数及び児童生徒数、1世帯お二人でございます。2認定状況、別紙のとおりといたしまして、次のページをご参照願います。保護者住所、氏名、勤務先等、世帯構成員につきましては、ご覧のとおりでございます。認定の申請理由でございますが、該当区分④の経済的理由でございます。需要額に対する所得額の倍率は0.68でございます。認定基準の1.3を下回っておりますので判定については可といたしました。5ページの議案書に戻りまして、3認定開始日が、平成30年12月3日でございます。なお、この資料につきましては重要な個人情報に記載されておりますので、漏洩のなきよう慎重な取り扱いをお願いいたします。以上、報告第47号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第47号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第47号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第47号平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第48号新十津川町学校給食センター調理等業務委託について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の7ページをお開き願います。8ページをご覧いただきたいと思えます。内容の説明につきましては、富田主幹からしていただきますが、今回、業務委託のことについて報告する経緯につきましては、平成28年度から業務委託方式に切り替えたところでございますが、その際に3年間の長期継続契約ということで実施してまいりました。この間、良好な業務をしていただいていたところですが、その契約期間が今年度をもって満了することから契約更新の手続きに入ったということでございます。それでは、内容につきましては別紙によりまして富田主幹から申し上げます。よろしく願います。

◎富田主幹

それでは、私から業務委託の関係についてご説明させていただきます。まず1としまして、委託予定業者決定までの経過ということで、10月10日から11月30日まで4回の業務委託の選考委員会を実施しております。この選考委員会の構成としましては、委員長が小林副町長、副委員長が久保田教育長、ほかに中畑局長、それから本町の総務課長、それから雨竜町の教育委員会の教育課長ということで5名の構成となっております。10月22日、プロポーザル参加者の募集の告示ということで、現行28年度から30年度まで3年間の業務委託をしておりましたが、今回新たに31年度から35年度まで5年間ということで募集をかけております。11月5日、プロポーザルの参加意向の申出書の提出期限ということで、現行の株式会社ニッコトラス北海道1社のみのお申出しかありませんでした。問い合わせにつきましては2件ほどありまして、その内容につきましては資格の関係の確認の電話での問い合わせが2件ありました。それから、11月26日、3回目の委託業者の選考委員会ということで、提案書に基づくプレゼンテーションを実施しております。11月30日に第4回の選考委員会を開催しまして、委託予定業者の決定をさせていただきます。2番目の業務予定業者の選定に至った理由としましては、本町が目指す安全、安心、美味しい学校給食の提供に対し積極的な姿勢を示すとともに、3年間の実績を踏まえ、次期委託期間における積極的な改善提案も良好であるということで、こちらの株式会社ニッコトラス北海道の提案を委員全員が高く評価したところでございます。3番目の今後の日程としましては、2月の下旬に町議会の経済文教常任委員会のほうに報告する予定になっておりまして、平成31年3月中旬には町議会の31年度の予算の可決、見積合わせを実施する予定をしております。そこで一部受託業者による業務試行ということで掲載しておりますけれども、現行の業者になる予定になっておりますので、この部分につきましては削除いただければと思います。4月1日から平成31年度の業務開始ということで35年度まで5年間の予定になっております。以上、報告第48号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第48号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

2番の委託予定業者選定に至った理由の中で、次期委託期間における積極的な改善提案とあるんですが、まあ例えば具体的にどのような提案があったんでしょうか。

◎久保田教育長

答弁をお願いします。

◎富田主幹

簡素的にいうと、今場所によって下処理室、それから調理室、洗浄室、3か所に分かれ、さらに、人ごとに分けて制服やエプロンを取替えしていますが、提案としては、人ではなくて、場所で分けるような形にしたら良いとか、保管庫や物品庫の整理整頓の業務の改善であったり、作業負担の軽減の関係です。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎新田委員

この業務委託の前はよく調理員さんの確保という面でいつも大変だという話は伺っていましたが、この業務委託したあとはそういうことはどうだったのでしょうか。

◎富田主幹

その辺が1番の評価の1番大きなところで、バックアップ体制がすごく優れていることですね。特に今年の春先やなんかは人手が足りなかったのが実情のようです。そこで本社のほうからバックアップに来たりだとか、そういう部分が大きな要因になっております。

◎新田委員

現段階では作業される方、人数は足りている。

◎富田主幹

確保されております。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第48号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第48号新十津川町学校給食センター調理等業務委託については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第49号新十津川町立学校における働き方改革推進計画（案）について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の9ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の新十津川町立学校における働き方改革推進計画案をご覧ください。内容につきましては、西村学校グループ長から申し上げます。

◎西村グループ長

それでは、新十津川町立学校における働き方改革推進計画についてご説明いたします。ページをめくって1ページ目をご覧くださいと思います。主なものの部分についてご説明したいと思います。近年、教職員の過重労働の問題がクローズアップされ、平成28年度に行いました時間外勤務の実態調査においても、1週間当たりの勤務時間が60時間を超えている教員が小学校では2割、中学校では4割を超えている結果となり、教員の時間外勤務の縮減が課題となっております。道教委においては、今年の3月に学校における働き方改革北海道アクションプランを策定し、全国全ての学校において業務改善の方向性が示されました。そこで町の教育委員会としても道のアクションプランをもとに新十津川町立学校における働き方推進計画を策定しました。2ページをお開きください。この計画の目的及び期間ですが、平成32年度までに1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにするとしております。これは、北海道のアクションプランと同じくとなっております。また個別指標としては、1番目、部活動休養日を週2日以上している部活動の割合を100%にする。2番目、変形労働時間制を活用している学校の割合を100%にする、3番目、定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合を100%、4番目、学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合を100%にする、以上の4つの指標となっております。続きまして、3ページをご覧くださいと思います。7番目の具体的な取組についてでございます。取組1の本来担うべき業務に専念できる環境の整備についてでございます。1番目、チーム学校の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進についてです。町においては現在スクールカウンセラーや特別支援学級の支援員の配置を行っており、またそれを継続して行い、部活動専門スタッフやスクールソーシャルワーカーの配置も検討していきたいと思っております。2番目、ICTを活用した教材の共有化等による授業準備等の支援の充実としては、今後は教員と協議をしながらデジタル教材の購入等を行い、環境整備を整えてまいりたいと思っております。また3番目、校務支援システムの導入につきましては、教員のパソコン更新に伴い来年度、平成31年度に校務支援システムを導入する予定となっております。続きまして、4ページをお開きください。4番目、地域との協働の推進における学校を応援・支援する体制づくりの推進、こちらにつきましては、現在、コミュニティ・スクールを行いまして、昨日も第3回目のコミュニティ・スクールの会議を実施しております。また5番、給食費の徴収・管理業務の負担軽減及び公会計化の検討ということで、給食費の徴収、管理等の業務について、町の臨時職員等を引き続き配置して、教職員の負担軽減を図ってまいりたいと思っております。続きまして、取組2、部活動指導にかかわる負担の軽減についてです。1部活動休養日の完全実施についてです。生徒や教員の健康やけがの防止などを図るため、全ての部活動において休養日の完全実施に向けた取組を進めていくことにいたします。1番目の部活動休養日の実施につきましては、学期中は、1週間当たり2日以上



休養日を設け、週末などに大会などがある場合は、休養日を他の日に振り替え、また学校閉庁日は休養日として朝練や自主練を行わないとなっております。また、2番目の部活動の指導時間につきましては、平日に関しては2時間程度としまして、週末だとか祝日などの休業日については半日程度としております。例外として大会やコンクール前につきましては、もう少し指導時間を延長できるようにいたしております。続きまして、5ページ目ですが、2番目、複数顧問の効果的な活用や3番目、学校規模に応じた部活動数の適正化等を通して教員の部活動指導にかかる負担軽減を進めてまいりたいと思っております。続きまして、取組の3、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実についてでございます。①のワークライフバランスを意識した働き方推進や2番目の人事評価制度を活用した意識改革の推進を進めてまいりたいと思っております。続きまして、6ページ目をお開きください。3番目、長期休業期間中における学校閉庁日の設定についてです。これについては、本町において今年度の夏期休業から実施しておりますし、また、年末年始も同じく実施する予定となっております。続きまして、4番目、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築について、現在は、Excelによる管理を行っております。教員個々で出勤時間、退勤時間をExcelに入力し、校長先生が集計を確認できるようになっております。平成31年度につきましては、校務支援システムに、退勤管理というシステムが入っております。出勤直後、パソコンを立ち上げた時間から、退勤時のパソコンを閉じるまでの時間管理がなされており、勤務時間を管理するシステムというのが付属されておりますので、そのシステムを使用して勤務時間の客観的な把握を進めてまいりたいと思っております。また、5の教員及び事務職員との役割分担の見直しも進めてまいりたいと思っております。取組の4番、教育委員会による学校サポート体制の充実についてですが、1の調査業務の見直し、2番目、勤務時間等の制度改善、3番目、メンタルヘルスの対策の推進、4番目のトラブル等に直面した場合のサポート体制の構築、5番目の学校行事の精選・見直し、6番目の学校が作成する計画等の見直し、7番目の学校の組織運営に関する見直し等を進めてまいりたいと思っております。以上で新十津川町立学校における働き方推進計画案についての説明といたします。以上です。

#### ◎久保田教育長

報告第49号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

#### ◎松倉委員

この計画で大方の理解は得られるしこういうふうに進めていかなければならないことは私も分かるんですけども、総論でよろしいとは思っても、例えば7ページ、学校行事の精選ということで、この行事今年やめますよということではぱっと提案した場合、なかなか保護者はじめ皆さんの納得いくようにいくまでにはかなり苦労されるんじゃないかということで心配しているんですけども、学校で全てを賄うのではなくて家庭でできることは家庭でやってください、地域でできることは地域でお願いしますってということで、我々含めてですね、皆さんの意識を変えていかないと、根本的になかなか難しいなとは思っていますよね。更にいえば、コミュニティ・スクールですけども、まあコミュニティ・スクールができたからといってすぐ働き方改革ということにはちょっとつながらないかと思っておりますけれども、やっぱり地域と学校とよりよい協力体制ができていけばおのずと先生の過剰な負担も無くなれば、良いとは思いますが、もしかしたらこのコミュニティ・スクールのために先生方もまたご苦労されるかもしれないし、非常に

総論としてはよろしいんですけども、実際進めていくにはいろいろな困難もあるだろうし、でもこれはやらなければいけないということで進めていただきたいと思います。

◎西村グループ長

コミュニティ・スクール導入にあたりまして、今まで先生が行っていたことを、コミュニティ・スクールを通して地域の方々をお願いをするという仕組みを作りつつあります。しかしながら、1番はじめですので、先生方に一応入っていただいて、地域との橋渡しをしていただくような形を取らざるを得ないという話をしております。そういう意味では、やはり先生の業務が若干増えていくということにはなるとは思いますが、長い目で見ていくと、コミュニティ・スクールの中で協議をしていただいてコミュニティ・スクールの中で地域に依頼をしたり協力を仰いだりすることにより、少しずつ先生方の業務も減って行くのではないかという話をコミュニティ・スクールの中でしています。一時的にはやはり先生方の業務が増えてしまい、計画とは相反する部分がありますが、少しずつ先生方の業務が減るようにコミュニティ・スクールを活用していけたら良いと思っております。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎松倉委員

コミュニティ・スクールというのは、第1の目的が働き方改革ではなくて、やはり地域のいろいろな教育の力を学校にも取り入れていこうというようなことが主旨なのかなと私なりに理解しておりますので、そこをはずれないようにお願いしたいなと思います。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎近藤委員

学校閉庁日ということではいろいろ出てきていますけれども、これは例えば校長先生、教頭先生と連絡が取れない日ということなんでしょうか。

◎西村グループ長

学校閉庁日は、完全に学校を閉じるということですので、その時期についての連絡先は教育委員会にということで、保護者の方、あと広報等にも載せています。学校には連絡できない日と考えていただいてもいいと思います。年末年始につきましては、29日から、小学校については6日までとなっております。中学校につきましては3日までとなっております。

◎新田委員

部活動休養日の完全実施についてですけど、今は確か週1回月曜日が休みになっていると思いますが、これはもう来年度から週2日は必ず休むというのは決定していることですか。

◎西村グループ長

中学校では、一応学校としては月曜日と土曜日か日曜日のどちらか1日を休みにしたいと考えています。当初は難しいのではないかという話をしております。1年間通して週2日ぐらいになるような休みを行っていきたいというような話はしておりました。ですので、月曜日は必ず休みで土曜日か日曜日はどちらか原則的に休みということになります。

◎新田委員

原則ですね。

◎西村グループ長

はい。

◎新田委員

それに付随してですが、部活動はそうですけれど、少年団活動はまた別ということになるんですね。

◎西村グループ長

ここでいうことについてはその学校での教育で行う部分です。

◎新田委員

活動自体はいいんですけれども、実質学校の先生も少年団の指導にあたっているの、先生方の働き方改革があまり進まないのではないかという気がいたします。

◎中畑事務局長

少年団活動でございますけれども、確かに先生が関わっている部分が非常に多いし頼りにもされているというのが現実ですが、働き方という中においてはやはりボランティアの部分と分けをしなければならぬということで、今、この計画においてはあくまでも勤務として扱える部分のところの改革でございますので、少年団と一体の中での考えにはちょっと結びつかないかなというところがございます。あくまでも学校活動においてはこのプランでやっていくということでご理解をいただきたいと思っております。

◎新田委員

実質はちょっとなかなかそうはならないだろうと思っております。

◎久保田教育長

新田委員さんの心配されるのは結局子どもたちが休めないという面もあるという。

◎新田委員

休めないですね。先生方も結局ほぼ毎日、1日もほぼ休むことなく指導されているのでそれは変わらないのかなと、実質。それはちょっと思っちゃいますね。話は分かりました。

◎久保田教育長

その辺の、少年団といろいろな連携というか打合せも必要になってくると思っております。

ます、はい。ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第49号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第49号新十津川町立学校における働き方改革推進計画(案)については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎中畑事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、平成30年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時50分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 新 田 右 子